

## 第10期

### 第3回 烏取市校区審議会 日程

日時 平成21年12月11日(金) 午前10時～  
場所 烏取市役所第2庁舎5階第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告

第2回会議概要

4 議事録署名委員の選任

5 議 事

(1) 適正規模について

(2) 通学区域について

(3) 次回開催期日について

(4) その他

6 閉 会

### 第3回 鳥取市校区審議会 出席者名簿

(順序不同:敬称略)

区分	氏名	所属	備考
校区審議会委員	いわさき けんいち 岩崎 憲一	学識	副会長
校区審議会委員	おおた ただしげ 太田 忠誠	公募	
校区審議会委員	たにもと ゆみこ 谷本 由美子	公募	
校区審議会委員	まえた たきお 前田 多喜男	公募	
校区審議会委員	ありもと きみお 有本 喜美男	公募	
校区審議会委員	たきた ひろこ 瀧田 紘子	学識	
校区審議会委員	わたなべ かんじろう 渡辺 勘治郎	学識(鳥取市自治連合会)	
校区審議会委員	よこやま たかお 横山 隆雄	学識(鳥取市小学校PTA連合会)	
校区審議会委員	やぶね あきひと 藪根 彰人	学識(鳥取市中学校PTA連合会)	
校区審議会委員	ふじい 藤井 健	学識(鳥取市小学校校長会)	
校区審議会委員	かとう 加藤 研	学識(鳥取市中学校校長会)	
アドバイザー	さわ 澤 弘一	(財)とつとり地域連携・総合研究センター	
教育委員会事務局	はしもと よしただ 橋本 佳忠	次長兼学校教育課長	
同	なかうじ あきと 中宇地 昭人	学校教育課 参事	
同	かみたに やすひろ 神谷 康弘	学校教育課 課長補佐	
同	はしもと ひろゆき 橋本 浩之	学校教育課 主査	

## 第10期 第2回鳥取市校区審議会（概要）

- 1 日 時 平成21年10月19日(月) 午後2時～午後4時
- 2 会 場 鳥取市役所本庁舎4階第3会議室
- 3 出席者 渡部会長・谷本委員・前田委員・有本委員・武安委員・岩崎委員  
渡辺委員・横山委員・藤井委員・加藤委員・澤アドバイザー  
事務局：橋本次長・中宇地参事・神谷課長補佐・橋本主査（学校教育課）
- 4 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 会長あいさつ
  - (3) 報告
    - ①第1回会議概要（事務局報告）
    - ②中心市街地の活性化事業（澤アドバイザーより報告）
  - (4) 議事録署名委員の選任  
前田・有本委員を選任
  - (5) 議事  
適正規模について
  - (6) 閉会
- 5 会議の経過
  - (1) 報告について  
第1回審議会において委員より質問があった「中心市街地の活性化事業が、小中学生の人口増に与える影響」について、澤アドバイザーが、「現時点での鳥取市の計画においては、影響はそれほど大きくない。」と報告。
  - (2) 議事について
    - ①適正規模について審議。  
会長より適正規模を標準規模という形にし、まとめることが提案された。  
また、議論を深めるため、「学校規模によるメリット・デメリット」について、次回までに各委員の考えをまとめて加筆・修正を加え、引き続き第3回審議会で議論することになった。
    - ②通学区域について  
各校の通学区域をイメージできるような資料を作成し、議論することとなった。
    - ③その他
      - ・小中一貫校の状況が分かる資料の提示。
      - ・公共交通網の将来計画を調査。
      - ・校区再編に関する日南町・智頭町の状況調査。

## 1. 標準規模について

### (1) 小学校

- ① 国の標準は、12学級以上(1学年2学級)
- ② 学校規模による影響
  - 11学級以下は、クラス替えができない学年が生じている
  - 複式学級規模の問題
- ③ 地域社会との関係に配慮
- ④ いわゆる中1ギャップの問題
- ⑤ 小・中の連携(同一中学校への進学)
- ⑥ 人間関係の問題
  - 小規模: 固定化 → 大規模: 希薄化
- ⑦ 教職員一人当たりの業務量
- ⑧ 施設面からの制約
  - 大規模校の施設・設備の利用問題
- ⑨ 市街地と郊外で基準を分けて考えるべきか

### (2) 中学校

- ① 国の標準は、12学級以上(1学年4学級)
- ② 学校規模が、学習環境に与える影響が大きい。
  - 5学級以下は、クラス替えができない学年が生じている。
  - ・教科担任制、教員配置の問題。
  - ・教員間の意見交換や切磋琢磨、複眼的研究、相互協力
- 大規模校の施設・設備の利用問題
  - ・特別教室や体育館利用の制約
- ③ 社会性を育む環境の必要性
- ④ 部活動の選択
- ⑤ 教科指導や選択学習、小人数指導の課題

## 2. 通学区域について

### ○ 学校教育法施行令第5条第2項

市町村教育委員会は、小・中学校が2校以上ある場合に、学校を指定しなければならない。

→ 通学区域の設定(指定校区制)

### ○ 設定要素

① 児童・生徒数

② 距離と時間

・国の規定では、小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6km

・鳥取市の遠距離通学費補助の新制度(案)

→ 補助対象区域 小学校 おおむね3km以上、中学校 おおむね5km以上

・時間も併用し、定める必要性?

③ 安全性

④ 地域との関係

⑤ 歴史的な経緯